

施工計画書作成要領  
(農業農村整備事業関係)

平成 27 年 8 月 1 日  
福岡県農林水産部

# 第1章 基本編

# 目 次

1	施工計画書作成の目的	1-1
2	施工計画書作成対象工事	1-1
3	施工計画書作成における留意事項	1-3
4	記載要領	
	(1) 工事概要	1-5
	(2) 実施工程表	1-8
	(3) 現場組織表	1-12
	(4) 主要機械	1-19
	(5) 主要資材	1-20
	(6) 施工方法	1-21
	(7) 施工管理	1-22
	(8) 緊急時の体制	1-35
	(9) 交通管理	1-37
	(10) 安全管理	1-40
	(11) 仮設備計画	1-47
	(12) 環境対策	1-50
	(13) 再生資源の利用の促進	1-53
	(14) その他	1-57



## 1 施工計画書作成の目的

施工計画書とは、図面・仕様書等に定められた工事目的物をどのような施工方法・段取りで所定の工期内に適正な費用で安全に施工するか、工事途中の管理をどうするか等を定めるものであり、工事の施工及び施工管理の最も基本となる書類である。請負者は、工事内容・契約条件・現場状況等を十分調査・把握し、工事目的物の品質確保・工期厳守・費用軽減及び安全確保等について「良い」、「早い」、「安い」及び「安全」な工事目標を満たす施工計画書の立案を行うものとする。

## 2 施工計画書作成対象工事

(1) 福岡県農林水産部制定「土木工事共通仕様書(以下「共通仕様書」という。)」第1-1-4条に、その提出義務と記載内容について、次のように規定している。

### 1-1-4 施工計画書

1. 請負者は、工事着手前に工事目的物を完成するために必要な手順や工法等についての施工計画書を監督員に提出しなければならない。

2. 請負者は、施工計画書を遵守し工事の施工に当たらなければならない。この場合、請負者は、施工計画書に次の事項について記載しなければならない。また、監督員がその他の項目について補足を求めた場合には、追記するものとする。ただし、簡易な工事においては、監督員の承諾を得て記載内容の一部を省略することができる。

- |           |                                |
|-----------|--------------------------------|
| (1) 工事概要  | (8) 緊急時の体制                     |
| (2) 工程表   | (9) 交通管理                       |
| (3) 現場組織表 | (10) 安全管理                      |
| (4) 主要機械  | (11) 仮設備計画                     |
| (5) 主要資材  | (12) 環境対策                      |
| (6) 施工方法  | (13) 再生資源の利用の促進および建設副産物の適正処理方法 |
| (7) 施工管理  | (14) その他                       |

3. 前項における「簡易な工事」とは、請負金額が5百万円以下の比較的小規模な工事や契約期間が1ヶ月以内の工事、若しくは単価契約の工事などとし、請負者は監督員の承諾を得て以下に示す内容を記載した施工計画書とすることができる。

- (1) 工事概要
- (2) 工程表
- (3) 安全管理
- (4) 緊急時の体制及び対応
- (5) 交通管理
- (6) 環境対策
- (7) その他(契約図書及び監督員の指示で施工計画書に記載するものなど)

4. 請負者は、施工計画書の内容に重要な変更が生じた場合、そのつど当該工事に着手する前に変更に関する事項について、変更施工計画書を提出しなければならない。ただし、工事数量の軽微な増減や1ヶ月程度の工期変更のような施工計画に大きく影響しない場合は、監督員の承諾を得て変更施工計画書の提出を省略することができる。

5. 請負者は、監督員が指示した事項について、さらに詳細な施工計画書を提出しなければならない。
6. 請負者は、総合評価方式を適用した工事については、技術提案のすべてについて、その施工方法等を本条第2項及び第3項に規定するその他の項目に記載しなければならない。また、技術提案内容をそのまま転記するのではなく、工種ごとに提案した内容を踏まえ詳細に記載し、技術提案内容が判別しやすいよう図表を用いたり、着色あるいは下線を付すなど、記載方法を工夫しなければならない。

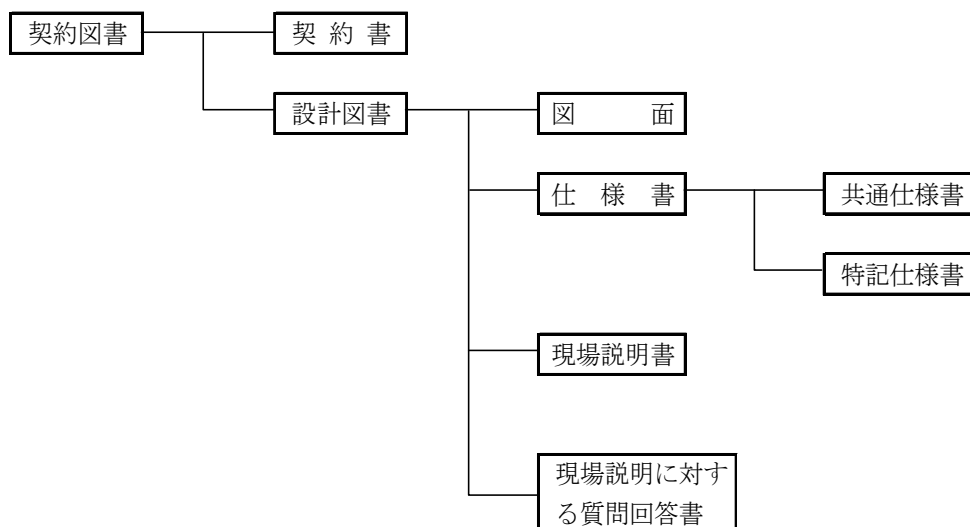
(2) 標準的な記載内容は次表のとおりである。

番号	記載事項		内 容	
1	工事概要		工事名、工事場所、工期、請負金額、発注者、請負者及び工事内容等	
2	工程表		横線式、ネットワーク式及び座標式工程等（いずれかにて作成）	
3	現場組織表		現場の組織、編成、命令系統、業務分担及び施工体系図等	
4	主要機械		契約図書に示された指定機械等	
5	主要資材		契約図書に示された指定材料、主要材料及び材料試験方法等	
6	施工方法		作業フロー、施工方法全般及び指示・承諾・協議事項の予定内容等	
7	施工管理	工程管理	実施工程の手法及び管理方法等	
		出来形管理	直接測定	出来形管理計画表
			撮影記録	写真管理計画表
		品質管理	品質管理計画表	
8	緊急時の体制		災害・事故発生時の緊急連絡系統図、対応策及び異常気象等の防災対策等	
9	交通管理		交通管理及び交通処理等	
10	安全管理		安全管理体制、安全対策、安全訓練及び安全巡視の実施方法等	
11	仮設備計画		仮設備の構造・配置、仮設建物、プラント機械設備及び仮排水等	
12	環境対策		振動・騒音対策、大気汚染対策及び水質汚濁対策等	
13	再生資源の利用の促進		再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書等	
14	その他		工事現場の美装化及び現場作業環境等 契約図書及び監督職員の指示で施工計画書に記載を必要とするもの等 関係機関との協議先一覧等（警察署、道路管理者及び労働基準監督署等） その他必要と認められるもの	

### 3 施工計画書作成における留意事項

(1) 作成にあたっては、共通仕様書第1-1-4条を遵守するほか、次の事項に留意する。

ア 下表に示す契約図書(以下「契約図書」という。)を十分に理解するとともに、作成前に現場条件を十分調査しなければならない。



イ 過去の実績や経験を活かすとともに、現場の施工に合致した新技術・新工法を採用する等、常に改良を試み幅広い検討を行う。

また、作成にあたっては主任技術者のみに頼ることのないよう、会社組織を十分活用した高度な技術水準にて検討する。

ウ 複数の案を作成し、施工性、安全性及び経済性等において総合的に最も適したものを採用する。

エ 環境保全等、公共工事における社会的要求については適切に反映させる。

オ 契約締結後に工法変更及び新たな工種の追加等が生じた場合には、着工前にこれに係る新たな施工計画書を提出する。

カ 仕様書のみならず、現場説明書における指示事項についても、適切に反映させる。

例: ダンプトラック等による過積載等の防止、不法無線局の排除及び特定建設資材廃棄物の分別解体等及び再資源化等

キ 施工計画書は工事の電子納品対象物である。

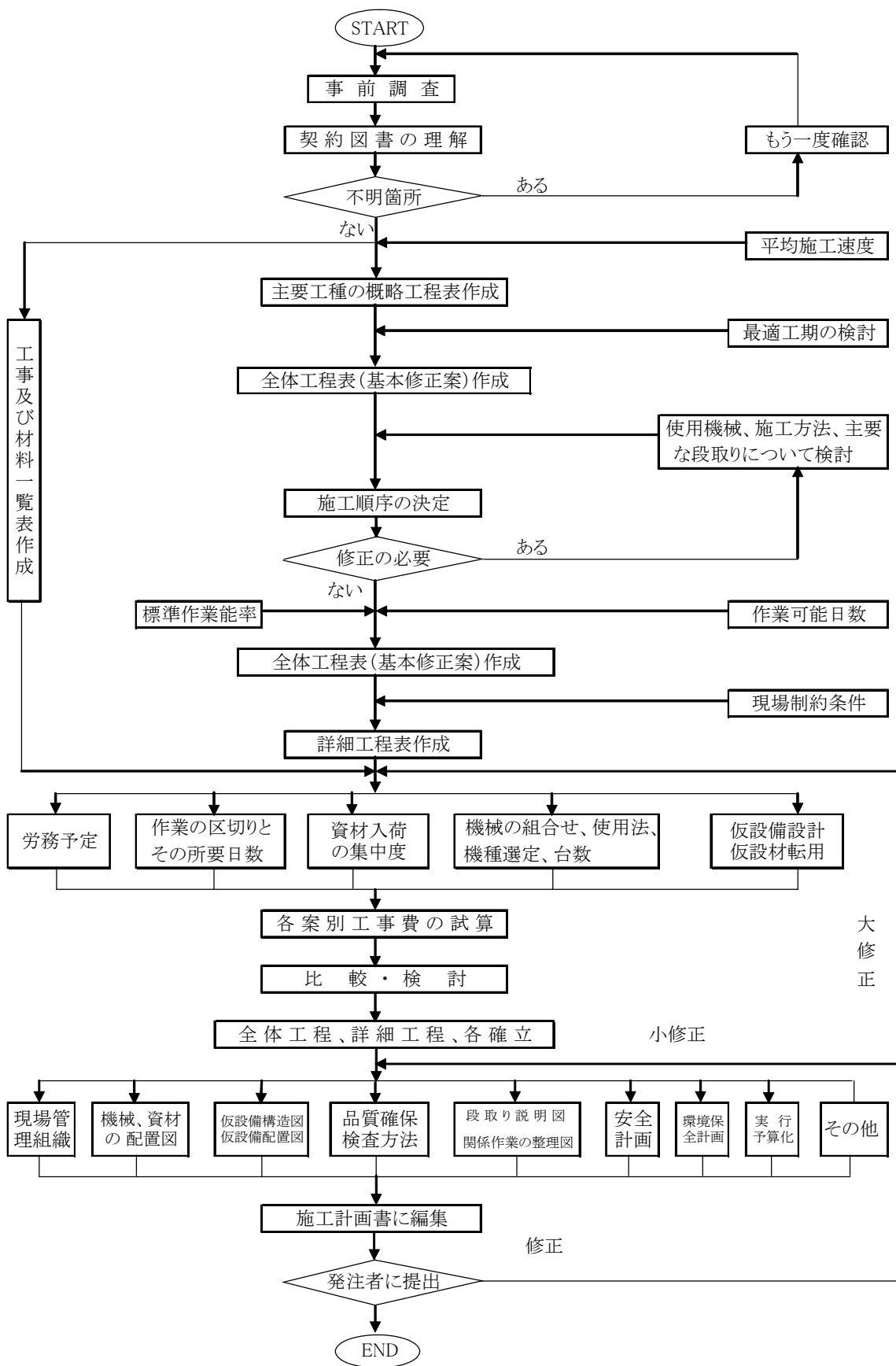
農業農村整備事業に関する電子化の情報は次による。

<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/d05/densinouhin.html>

ク 用紙規格はA4縦、横書きを原則とする。

(2) 標準的作成フローは次表のとおりである。

【標準的作成フロー図】





## 4 記載要領

### (1) 工事概要

#### ア 記載内容(工事概要)

受注した工事の規模、内容及び工期等を記載する。特に工事内容は、契約図書(特記仕様書)に示された工事の概要及び工事数量表の内容を記載する。

#### イ 記載例(工事概要)

##### (ア) 表紙

記載例

平成〇〇年度 〇〇〇〇〇〇〇〇事業

〇〇〇〇〇〇〇〇〇工事

施 工 計 画 書

平成〇年〇月〇日

〇〇建設株式会社

現場代理人 〇〇 〇〇 印

(イ) 目次

記載例

目次

1	工事概要	.....	P〇〇
2	工程表	.....	P〇〇
3	現場組織表	.....	P〇〇
4	主要機械	.....	P〇〇
5	主要資材	.....	P〇〇
6	施工方法	.....	P〇〇
7	施工管理	.....	P〇〇
8	緊急時の体制	.....	P〇〇
9	交通管理	.....	P〇〇
10	安全管理	.....	P〇〇
11	仮設備計画	.....	P〇〇
12	環境対策	.....	P〇〇
13	再生資源の利用の促進および建設副産物の適正処理方法	.....	P〇〇
14	その他	.....	P〇〇

(ウ) 工事概要

記載例

工 事 概 要

- 1 工 事 名 平成〇〇年度 〇〇〇〇〇〇〇〇事業  
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇工事
- 2 工 事 場 所 〇〇県〇〇郡〇〇町〇〇地先  
(工事区間No. 〇〇~No. 〇〇)  
**※施工位置図を添付する。**
- 3 工 期 着工 平成〇〇年〇〇月〇〇日  
完成 平成〇〇年〇〇月〇〇日
- 4 請 負 金 額 ¥〇〇〇,〇〇〇,〇〇〇円  
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ¥〇,〇〇〇,〇〇〇円)
- 5 発 注 者 福岡県 (〇〇〇〇〇〇〇〇事務所)
- 6 請 負 者 〇〇建設株式会社
- 7 工 事 内 容
  - (1) 施工延長 L=〇〇〇m  
施工始点 測点No. 〇〇  
施工終点 測点No. 〇〇
  - (2) 道路幅員 B=〇.〇m(有効幅員B=〇.〇m)
  - (3) 工事数量

## (2) 工程表

### ア 記載内容(工程表)

- (ア) 横線式、ネットワーク式及び座標式等のいずれかによって作成する。
- (イ) 工事の内容及び規模等を考慮し、その作成方法及び特性を十分理解のうえ、各種別・各細別毎の「作業開始～終了」が判るように作成する。
- (ウ) 工事実施後、記載内容の変更や当初計画とのズレが発生した場合等は、適宜、変更実施工程表を作成する。

### イ 要 点(工程表)

工事請負契約書に明記された工事の完成日は、確実に工期内に完成させなければならないため、実施工程表は施工計画書の各項目の中でも特に重要な項目にあげられる。

このため、現場条件、自然条件及び経済性等のあらゆる関連条件を考慮し、工事の各部分作業における施工順序、施工期間及び全工事期間を通じた忙しさの均等化を満足するよう、建設機械の選定等を行うものとする。

なお、特に地下水、気象及び地質等により施工全般に影響を及ぼす自然条件については、過去のデータを入手のうえ、実施工程表に反映させることが望ましい。

### ウ 補足事項(工程表)

契約書及び工程表との整合を図る。

### エ 特記事項(工程表)

工程表の種類と特徴については農林水産省農村振興局制定「土木工事施工管理基準の手引き」(以下「土木工事施工管理基準の手引き」という。)を参照。

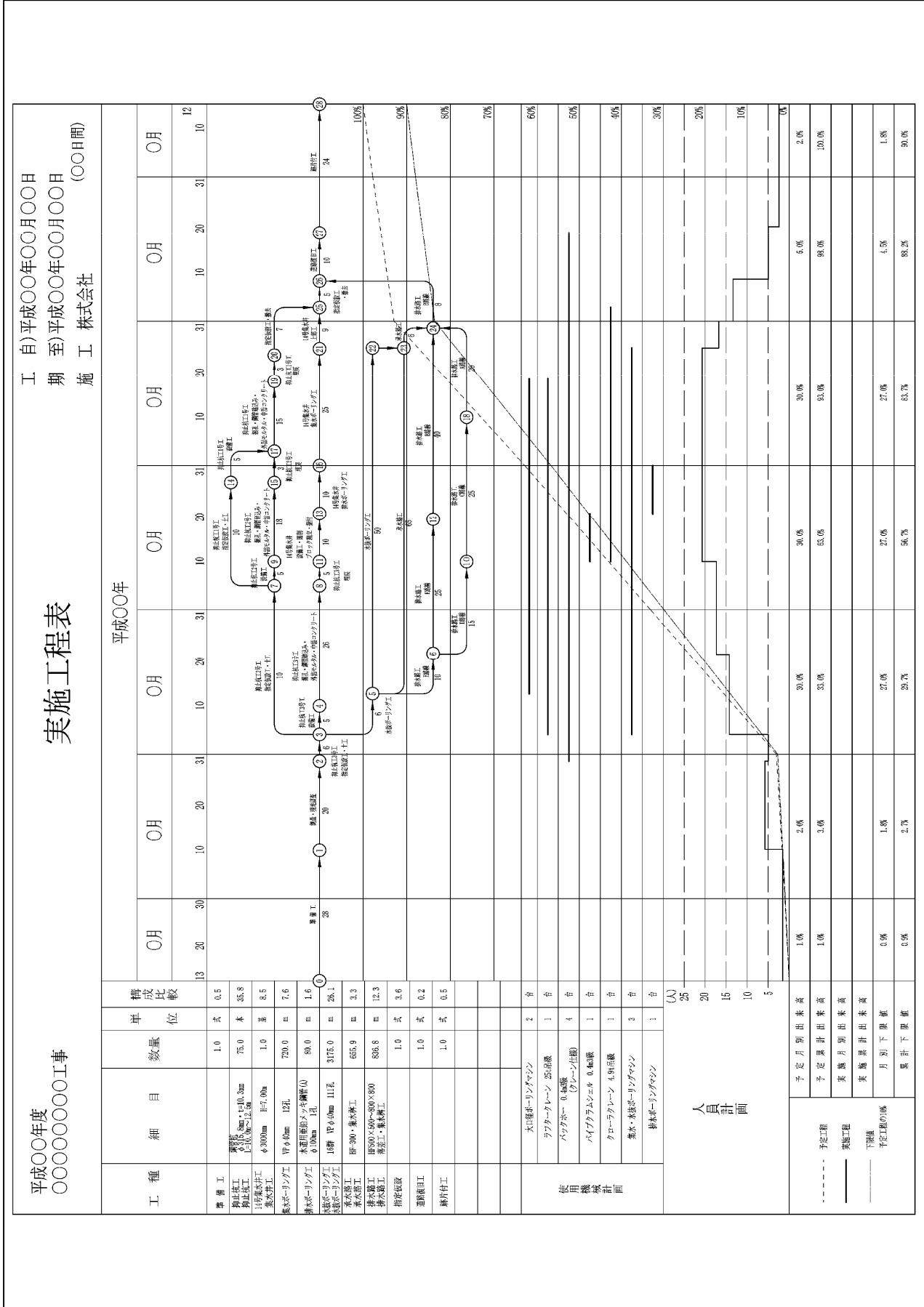
### オ 記載例(工程表)

横線式工程表、ネットワーク式工程表及び座標式工程表は次表を参照。



(イ) ネットワーク式工程表

記載例





### (3) 現場組織表

#### ア 記載内容(現場組織表)

- (ア) 建設業法で定める現場代理人、選任の主任技術者(工事規模に応じ専任の監理技術者)及び専門技術者等、工事に従事する構成員の氏名及び電話番号等の必要事項を記載する。
- (イ) 共通仕様書第 1-1-11 条にて規定する「施工体制台帳」及び「施工体系図」の写しを添付することが望ましい。
- (ウ) 作業主任者(労働安全衛生法施行令第 6 条関係)及び就業制限に係る業務(同施行令 20 条関係)、特別教育を必要とする業務(安全衛生規則第 36 条関係)に係る従事者名簿等について選任一覧表を作成する。
- (エ) 品質証明のための社内の品質証明員(社内検査員)を配置することが望ましい。

#### イ 要 点(現場組織表)

現場組織表には、各責任者間の連携の確保及び施工に関する責任の範囲を明らかにするため、工事毎の規模、内容により必要な担当者名を記載しなければならない。

#### ウ 補足事項(現場組織表)

一般的な記載事項は次のとおりである。

- (ア) 現場代理人は夜間、休日等の緊急連絡先も記入する。
- (イ) 施工管理については、それぞれの担当区分及び担当者名を記入する。
- (ウ) 仕事の性格を明らかにし、その分類・統合をする。
- (エ) 職責と権限を明らかにし、その委譲をする。
- (オ) 各職間のルール(規則)を設定する。
- (カ) 現場組織表、施工体系図とも現場事務所の見やすい場所に掲載する。
- (キ) その他の有資格者として、労働安全衛生法及び火薬類取締法等(該当工事のみ)に定めた者を記載する。



工 記載例 (現場組織表-1)

**記載例**

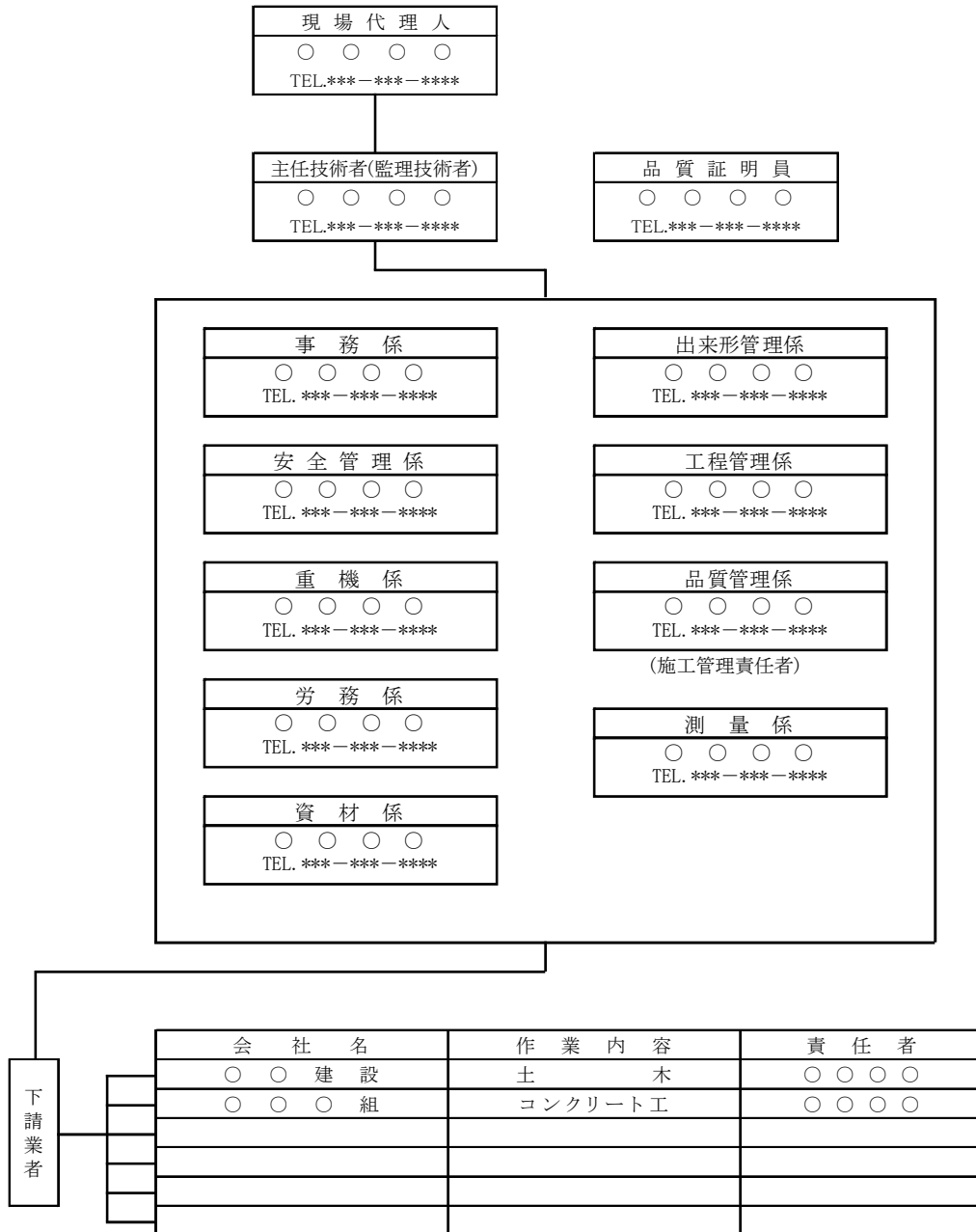
現場事務所: ○○県○○郡○○町○○

電話 \*\*\*-\*\*\*-\*\*\*\*

FAX \*\*\*-\*\*\*-\*\*\*\*

夜間、休日緊急連絡先(現場代理人)

電話 \*\*\*-\*\*\*-\*\*\*\*



## 才 施工体制台帳

施工体制台帳・施工体系図は「工事関係提出書類一覧表」を参照

<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/gizyutsukanri.html>

カ 記載例(現場組織表—2)

**記載例**

作業主任者選任一覧表

資 格 名	氏 名	免許、技能講習 月日・番号等	会 社 名
コンクリート破砕機作業主任者	〇〇 〇〇	*****	〇〇建設工業
土止め支保工作業主任者	〇〇 〇〇	*****	〇〇建設
地山の掘削作業主任者	〇〇 〇〇	*****	〇〇建設工業
型枠支保工の組立て等作業主任者	〇〇 〇〇	*****	〇〇建設工業
足場の組立て等作業主任者	〇〇 〇〇	*****	〇〇建設
・	・	・	・
・	・	・	・
・	・	・	・

従事者選任一覧表

資 格 名	氏 名	免許、技能講習 月日・番号等	会 社 名
クレーン運転	〇〇 〇〇	*****	〇〇建設工業
高所作業車	〇〇 〇〇	*****	〇〇建設
玉掛け	〇〇 〇〇	*****	〇〇建設工業
・	・	・	・
・	・	・	・
・	・	・	・

#### (4) 主要機械

##### ア 記載内容(主要機械)

主要機械の種類、規格、台数及びその使用計画等について記載する。

##### イ 要 点(主要機械)

請負者は、排出ガス対策建設機械等の契約図書に規定された指定機械の使用を遵守するとともに、環境保全等の観点から、積極的に低騒音及び低振動型機種を選定(使用)を行う努力が必要である。

また、搬入経路の道路状況、輸送車の通行時間及び手続き関係等を考慮し、実施工程にむだを生じないよう考慮する。

##### ウ 補足事項(主要機械)

排出ガス対策建設機械、低騒音及び低振動型機種等が証明できる車検書等の証明書を添付する。

##### エ 記載例(主要機械)

**記載例**

工 種	機械名	規 格	台数	〇〇年				使用目的	備 考
				〇月	〇月	〇月	〇月		
土 工	バックホウ	0.7m <sup>3</sup>	2					掘削、埋戻	排対型、低騒音型
	ブルドーザ	15t級	1					盛土、敷均し	排対型、低騒音型
	ダンプトラック	10t	3					残土運搬	
路盤工	モーターグレーダ	3.1m級	1					路盤敷均し	排対型、低騒音型
	タイヤローラ	8～10t級	1					路盤締固	排対型、低騒音型
舗装工	アスファルトフィニッシャー	1.63m～ 3.0m	1					AS舗設	低騒音型

## (5) 主要資材

### ア 記載内容(主要資材)

工事に使用する指定材料及び主要資材について、品名、規格、予定数量、製造業者、品質証明方法、使用工種及び搬入時期等を記載する。

### イ 要 点(主要資材)

材料調達は工事の施工に重要な要素を占めるため、受注後は速やかに工事の使用数量について把握する必要がある。

特に近年においては国内外の景気動向により、資材の調達に数ヶ月を要する場合がありますので注意が必要である(例:鋼管、鋼材等)。

また、品質等については、規定された試験等により、その適否を判定することが重要である。特に加工品については、その製品メーカーが、JIS等に規定された品質管理において製品化された資材を使用する配慮が必要である。

なお、設計図書に材料の品質が明示されていない場合にあっては、中等の品質を有するものを採用する。

### ウ 記載例(主要資材)

#### 記載例

品 名	規 格	単 位	数 量	製造業者	提出資料等	使用工種	搬入時期
生コンクリート	21N-8-25	m <sup>3</sup>	〇〇	〇〇 (株)	配合報告書 試験成績表	本体工, 附帯構造物	〇年〇月
鉄 筋	SD295A, D13	t	〇〇	〇〇 (株)	試験成績表	附帯構造物	〇年〇月
再生密粒度アスコン	再生密粒(13)	t	〇〇	〇〇 (株)	試験成績表	舗装工	〇年〇月
調整碎石	M-30	m <sup>3</sup>	〇〇	〇〇 (株)	試験成績表	〃	〇年〇月
再 生 クラッシャーラン	RC-40	m <sup>3</sup>	〇〇	〇〇 (株)	試験成績表	〃	〇年〇月
L形ブロック	H=2000 II種, L=2m	基	〇〇	〇〇 (株)	カタログ 製作図	水路工	〇年〇月
道路用 コンクリート側溝	PU3-300A	m	〇〇	〇〇 (株)	カタログ 製作図	復旧工	〇年〇月

## (6) 施工方法

### ア 記載内容(施工方法)

工事の規模、構造、品質、工期等の契約条件及び自然的、経済的条件並びに環境等の現場条件を総合的に検討し、施工順序・施工方法等の詳細について記載する。

### イ 要 点(施工方法)

施工方法の決定は、工事現場の十分な事前調査により知り得た資料に基づき、契約条件を十分満足させるための工法選定を行い、請負者自身の適正な利潤の確保に繋がるものとしなければならない。

また、工法選定の良否は、工事施工過程において発生する諸問題の他、労務及び資機材への影響となって現れてくる恐れがあることから、施工計画は可能な限り細部にわたり、主要工種の施工順序、施工方法及び工事に関連するその他の事項(騒音・振動対策等)に十分配慮することが重要である。

### ウ 補足事項(施工方法)

一般的な記載事項は次のとおりである。

- (ア) 主要工種、指定工種及び特殊工法の施工方法
- (イ) 施工条件明示項目でその対応が必要とされているもの
- (ウ) 特殊立地条件下での施工方法
- (エ) 関係機関及び第三者との対応が必要な施工方法
- (オ) 新工法・新技術の施工方法
- (カ) 契約図書において、監督員の「指示」「承諾」「協議」「報告」及び「提出」と記載しているもののうち、事前に施工計画書に記載できる事項及び施工計画書に記載することが指定されている事項
- (キ) 指定仮設又は重要な仮設工に関するもの  
例) 仮締工、仮橋・仮栈橋工及びトンネル内換気工等
- (ク) 応力計算等によって安全を確認できるものは、計算の記述がなされていること
- (ケ) 作業フローの記述及び留意事項や施工方法の要点
- (コ) 工事測量及び隣接工区等との関連についての記述
- (サ) その他

### エ 記載例(施工方法)

「第2章 実例編」参照

## (7) 施工管理

### ア 施工管理の概要(施工管理(全般))

請負者は、工事を施工するための労働力・資材・施工方法・機械・資金などの手段を選定し、これらを活用して所期の目的である工事施工の安全性・品質・工期及び経済性を確保するため、工事の進捗状況、構造物の品質、形状寸法が設計図書に対してどのように完成できたかを記録し、証明しなければならない。

請負者は、施工管理を適正に行うという契約上の責務を負っており、施工管理による成果があげられてこそ工事全体が完成したと認められ、検査を受けられる状態となる。

よって、施工途中、当初計画どおりの工程で工事が進捗しているか否か、要求される品質や形状のものが施工されているか否かを調べ、仮に計画工程より遅延している事実、粗悪な品質のものや要求されている形状を外れたものが施工されていることを発見した場合には、迅速にその原因を追及のうえ改善を図らなければならない。

### イ 施工管理の手順-1(施工管理(全般))

施工管理の進め方としては、右図に示すように、第一段階では、対象とする工作物等に対して、どのような項目を管理するか計画を立て、基準値、規格値を定める。

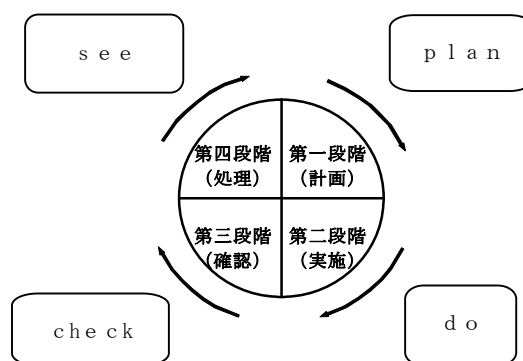
第二段階では計画に基づき作業を実施する。

第三段階では、作業の実施によって得られたデータを正確に記録整理し、計画と実績を確認し、比較検討を行う。

第四段階では、検討結果が計画から外れていれば、その原因を追求し、適切な是正処置をとる。

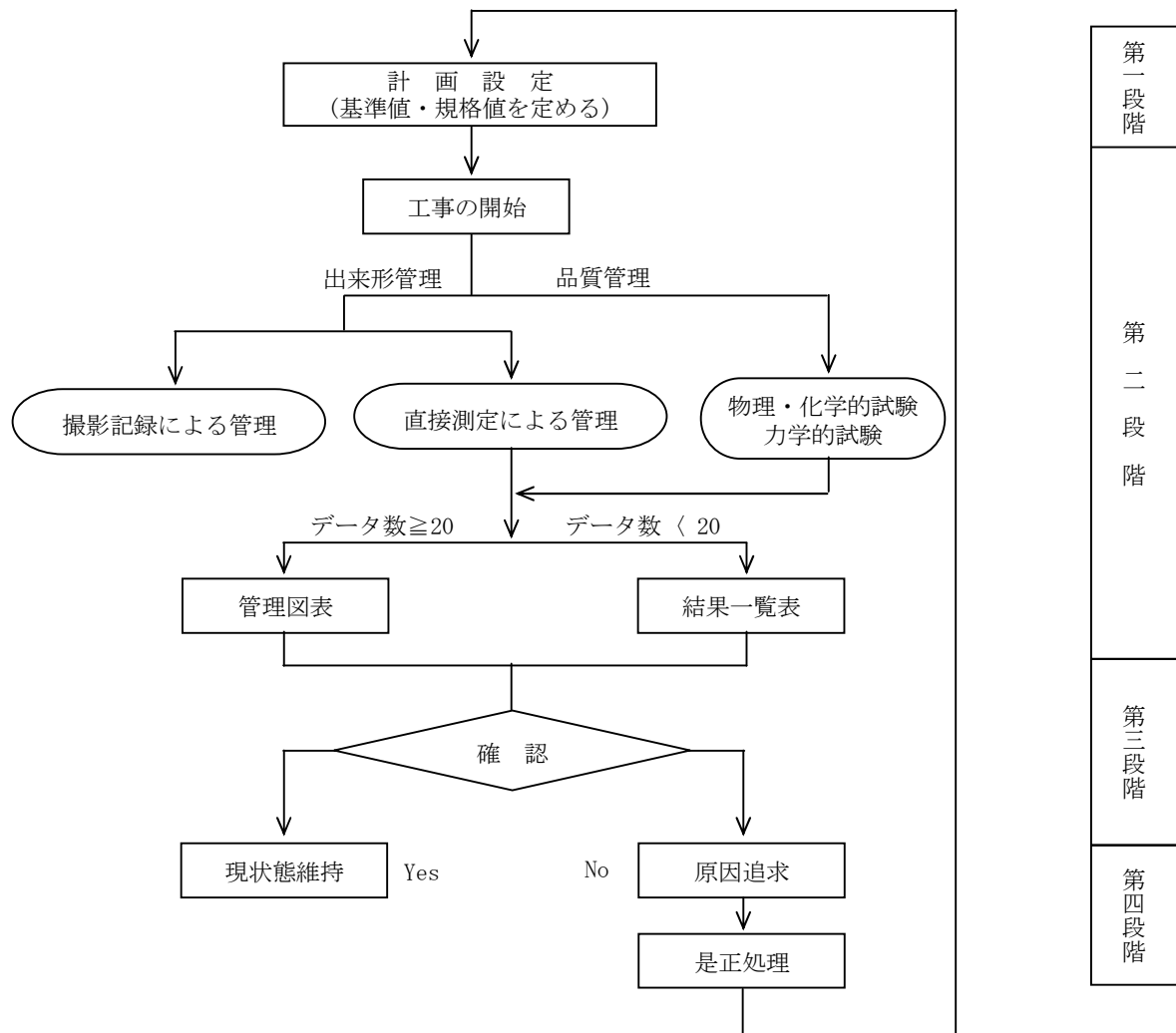
その結果、満足すべき状態になったら、それを第一段階に反映させ、修正を加えて再計画する。

そして、「計画-実施-確認-処理」が1サイクルとなって反復進行すべきものである。



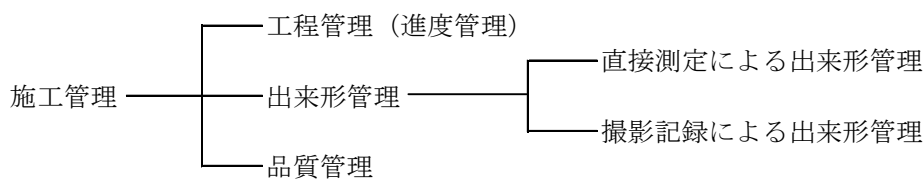
## ウ 施工管理の手順-2(施工管理(全般))

(ア) 施工管理フロー図



(イ) 施工管理の基本構成

施工管理の基本構成を大別すると工程管理、出来形管理及び品質管理に大別される(後述の各項を参照)。



(ウ) 施工段階における確認

工事完成後、不可視となる部分かつ重要構造物について、適切な時期に段階確認を実施する。

段階確認は、「段階確認願い」に明示した実施工種、確認内容、確認時期(頻度)で、請負者の測定結果に基づき、発注者が立会等により、その出来形、出来ばえについて、契約図書どおりに施工されているかを確認するもの。請負者は、契約図書に明示されている段階確認に適切に対処しなければならない。

→「段階確認願い」は請負者が作成し、施工計画書の提出に併せて監督員に提出する。



## エ 補足事項(施工管理(全般))

総合写真撮影計画表を作成する。

## オ 特記事項(施工管理(全般))

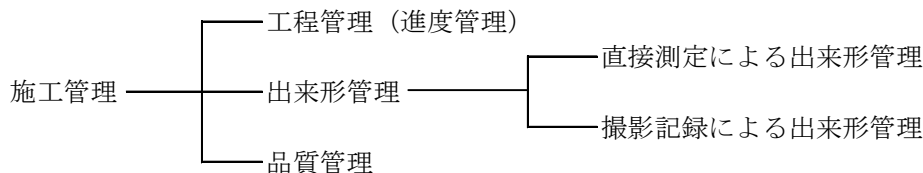
施工管理の詳細は福岡県農林水産部制定「農業農村整備事業土木工事施工管理基準」(以下「土木工事施工管理基準」という。)及び農林水産省農村振興局制定「土木工事施工管理基準の手引き」を参照。

## カ 記載例(施工管理(全般))

### 記載例

#### 1 施工管理の基本構成

施工管理は、土木工事施工管理基準及び土木工事施工管理基準実施要領、特記仕様書に基づき行い、基本構成は次のとおりとする。



#### 2 施工管理体制

施工管理を掌握する施工管理責任者及び実務担当者は、第3章「現場組織表」に記載する者が行う。  
なお、施工管理は、工事の進捗に伴い速やかに実施し、その結果を適宜、監督員に報告し確認を受ける。

#### 3 施工段階における確認

別添「段階確認願い」に基づき段階確認を行う。

#### 4 工程管理

実施工程表により総合的に管理を行い、進捗状況は毎月及び監督員の指示により、報告し確認を受ける。

後述「(7-1) 工程管理」参照

※次に続く

**5 出来形管理**

直接測定及び撮影記録による出来形管理の項目については、次のとおりとする。

ア 直接測定による出来形管理・・・・・・・・・・(別表 I)

イ 撮影記録による出来形管理・・・・・・・・・・(別表 II)

なお、効率的な管理を行うため、あらかじめ管理計画表を作成し管理記録は所定の様式を用いて、施工管理データファイル記入要領により行う。

**後述「(7-2)出来形管理」参照**

**6 品質管理**

資材等の品質について、物理的・化学的試験を次により実施する。

ア 品質管理・・・・・・・・・・(別表 III)

**後述「(7-3)品質管理」参照**

**7 総合写真撮影計画表**

施工管理全般における総合写真撮影計画は次表により実施する。

**※次に続く**

【総合写真撮影計画表】

工 種	種 別	撮影項目	撮影時期	撮影頻度
一 般	着手前	全体（起終点、正面）	着手前	1回
	完成時	〃	完成時	1回
材料検収		規格・形状寸法検査状況	検収時 使用前	各項目毎に1回
仮設状況	任意仮設	設置状況	完成時	施工箇所 仮設種類毎に1回
交通管理		安全施設設置状況	設置時	施工箇所 仮設種類毎に1回
		交通整理状況	実施時	施工箇所 仮設種類毎に1回
積載超過防止		主要資材の積載状況	計測時 入荷時	各種類毎に1回
環境対策	汚濁防止等	各対策施設の状況	設置時	各種類毎に1回
安全管理		各種標識類	設置時	各種類毎に1回
		各種保安施設	設置時	各種類毎に1回
		安全訓練実施状況	実施時	1回
		交通誘導員の交通整理状況	実施時	1回
		機械・器具点検状況	実施時	1回
		安全パトロール状況	実施時	1回
		その他	実施時	その都度必要に応じ
災害写真		災害状況等	被災時	その都度必要に応じ
仮設物	事務所、倉庫等	設置状況	完成時	施工箇所 仮設種類毎に1回

## (7-1) 工程管理

### ア 記載内容(工程管理)

実施工程に対する工程管理方法について記載する。

### イ 要 点(工程管理)

工程管理では、指定期日、手持ち資材を考慮し、工事施工の達成に必要な作業の手順及び日程を定めて工程計画表を作成し、工事実施途中で計画と実績の比較検討を行い、両者の間に大きな差を生じた場合には必要な是正処置を講じなければならない。

特に、工事の品質及び工事の原価は工程速度に大きく影響されるため、作業の進捗管理は施工管理の中でも重要な項目であり、監視を怠ってはならない。

### ウ 特記事項(工程管理)

工程管理とは、発注者側にとっては工期内に適切な進捗で、十分な品質・精度のもとに施工されていく工事過程の管理であり、工事予算執行あるいは天災不可抗力などによる損害額算定の重要な資料ともなる。

### エ 記載例(工程管理)

#### 記載例1

#### 1 基本事項

- (1) 工事の実施にあたっては、定められた工期内に所定の設計図書に基づいて工事を完全に履行する。
- (2) 施工の経済性と品質に適合した実行性のある最適工期の選定を行う。
- (3) 所定の工期、品質及び経済性の3条件を満たす合理的な工程計画を作成する。
- (4) 実施工程を分析検討して、これを計画工程に近づけるための合理的な工程管理を実施する。

#### 2 工程計画

- (1) 各作業の施工順序及び適切な施工期間を定める。
- (2) 全工事作業期間を通して、忙しさの程度を均等化し、損失時間及び損失量の最小化を図る。
- (3) 作業の各工程が、それぞれ適切な時間をもって全工事を工期内に納める。

以上の条件により作業可能日数の算定、平均施工速度による1日標準施工量の算定、所要日数の算定、施工順序の算定、最適工期の決定を行い工程を決定し、施工及び施工管理に使用する。

#### 3 進捗管理

- (1) 毎週及び毎月定期的に工事進捗の実績を工程表に記入し、その進捗を調査する。
- (2) 工程計画と実施とを比較し、遅延等が発覚した場合は、その程度を正確に把握し、社内協議を実施のうえ対策と適切な処理を講ずる。

**〇—〇 工程管理**

工程管理は、工事内容に応じて作成した実施工程表により以下の項目について管理する。

**1 日常管理**

予定工程表に日々の実施状況を記入して、予定に対する実施状況の日常管理を行い、異常を見つけ、早急に対応できるように管理する。

**2 週間・月間工程表**

毎週1回週間工程表、毎月1回月間工程表を作成し、職長及び作業主任者以上に配付し、作業工程の把握と実施に努める。

**3 工程会議**

毎週、週間工程会議を職長及び作業主任者と実施する。

また、毎月月末に月間工程会議を職長以上と実施し、工程の進み具合を検討のうえ、工事の変更や全体工程に遅れが生じた場合は、速やかに全体工程の見直しを行い、施工方法の検討、作業員の増員及び作業機械の増強等の対策を検討のうえ、工事の早期完了及び高品質工事の完成に努める。

**4 変更工程表**

予定工程と実施工程に相違があった場合や、変更指示、契約変更があって予定工程に変更が生じた場合は速やかに工程の見直しを行い、フォローアップしていく。

## (7-2) 出来形管理

### ア 記載内容(出来形管理)

- (ア) 土木工事施工管理基準「第2項 直接測定による出来形管理」及び「第3項 撮影記録による出来形管理」により出来形管理計画表を作成する。
- (イ) 直接測定による出来形管理  
設計値と実測値を対比し記録して、管理図表、結果一覧表又は構造図に朱記併記等を作成する。
- (ウ) 撮影記録による出来形管理  
施工完了後、確認できない箇所(不可視部)の出来形及び出来高数量及び施工の状況等、施工段階毎の進行過程の写真を作成する。

### イ 要 点(出来形管理)

直接測定による出来形管理(以下「出来形管理」という。)とは、工事の出来形が、発注者の意図及び設計図書等を十分満足するか否かを確認(また、その異常を早期に発見し、その発生原因を究明のうえ適切な処置をとる)するため、工作物の形状寸法、基準高及び中心線のズレ等を施工順序に従い直接測定し、その都度結果を管理図表又は結果一覧表に記録するものである。

出来形管理は、工事の進捗状況に従って、ただ順次実施するというだけでなく、施工計画の定まった時点で、土木施工管理基準により、あらかじめ管理測点、寸法計測位置、写真撮影位置、回数及び管理図の種類を具体的に定めた管理計画表を作成し、これに基づき実施に移るものとし、計画どおり進行しているか否か照査するチェックシステムを確立しておくことも重要である。

### ウ 特記事項(出来形管理)

計画表作成の留意点は次のとおりである。

- (ア) 写真撮影箇所は、直接測定による出来形管理箇所と同一箇所を選定する。
- (イ) 施工管理基準の目的を十分理解して必要最小限とする。
- (ウ) 管理図表等の作成方法はその目的に応じて出来高数量確認が主であるものは、展開図等に記載し、規格に対するゆとりが必要なものは、出来形図又は工程能力図及びヒストグラム等を作成し、できるだけデータの利用率を高める。

### エ 記載例(出来形管理)

出来形管理計画表(直接測定)及び出来形管理計画表(撮影記録)は次表を参照。

(ア) 出来形管理計画表(直接測定)

記載例

工種	項目	管理基準値 (mm)	(参考) 規格値 (mm)	測定基準	管理図表	結果一覧表	朱記・併記	測定箇所	測定箇所標準図
管水路基礎 (砂基礎等)	基準高 (H)	±20	±30	50mにつき1ヶ所	○			No.○、No.○ No.○、No.○ No.○	
	幅 (B)	-65	-100		○				
管水路 (FRPM管)	基準高 (V)	±20	±50	50mにつき1ヶ所	○			No.○、No.○ No.○、No.○ No.○	<p>たわみ率の計算  <math>\Delta X / 2R \times 100 (\%)</math>  <math>\Delta X = [2R - (Dh + t)]</math> 又は  <math>[2R - (Dv + t)]</math>                      2R : 管厚中心直径                      t : 管厚</p>
	中心線のズレ (e)	±65	±120	//	○				
	施工延長 (L)		-0.1%	1施工に1回		○	○		
	ジョイント間隔	+20 -15	+35 -33	1本毎	○				
	たわみ率	±4%	±5%	50mにつき1ヶ所	○				
水路工事									

工種	種別	撮影項目	撮影箇所	撮影時期	撮影回数	撮影頻度	
水路工事	基礎砕石	幅・厚さ	No.○	施工後	1回	20mに1回	
	均しコンクリート	幅・厚さ	No.○	施工後	1回	20mに1回	
	躯体コンクリート	鉄筋位置間隔・継手寸法・かぶり寸法	No.○	組立後	3回	打設ロット毎に1回	
農道工事	路床盛土	養生状況	No.○	養生時	1回	養生方法毎に1回	
		幅・高さ・厚さ	No.○	型枠解体後	1回	設計図書の寸法表示箇所毎に1回	
	路床盛土	まさ出し厚さ	No.○	まさ出し時	1回	40mに1回	
		締固め状況	No.○	施工中	1回	転圧機械が変わる毎に1回	
	路床盛土	法長・幅	No.○	施工後	1回	20mに1回	
		まさ出し厚さ	No.○	まさ出し時	1回	40mに1回	
	路盤工	敷均・締固め	締固め状況	No.○	施工中	1回	転圧機械が変わる毎に1回
			法長・幅	No.○	施工後	1回	20mに1回
		路盤工	敷均し厚さ、転圧状況	No.○	施工中	1回	各層毎100mに1回
			整正状況	No.○	施工後	1回	各層毎20mに1回
路盤工	敷均・締固め	仕上り厚さ	No.○	施工後	1回	各層毎100mに1回	
		仕上り幅	No.○	施工後	2回	各層毎20mに1回	



## (7-3) 品質管理

### ア 記載内容(品質管理)

- (ア) 土木工事施工管理基準「第4項 品質管理」により品質管理計画表を作成する。
- (イ) コンクリート構造物における品質確認調査方法等について記載する(対象工事のみ)。

### イ 要 点(品質管理)

品質管理とは、資材等の品質を把握するため、物理的、化学的試験及び力学的試験を実施し、その都度その結果を管理図表又は結果一覧表に記録する。又、不良品をつくり出す原因を早期に発見し、これを取り除くよう適切な処置を行い、発注者が求めている品質を確保しなければならない。

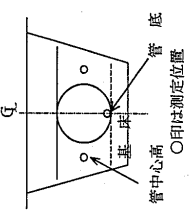
### ウ 特記事項(品質管理)

農林水産省では重要なコンクリート構造物と位置付している高さが5m以上の鉄筋コンクリート擁壁(ただし、プレキャスト製品は除く。)、内空断面積が25m<sup>2</sup>以上の鉄筋コンクリートカルバート類、橋梁上部・下部工(ただし、PCは除く。)、トンネル及び高さが3m以上の堰・水門・樋門については、テストハンマーによる強度推定調査及びひび割れ発生状況調査を行うこと。

「第3章 参考資料編(2)土木コンクリート構造物の品質確保(要約)」参照

### エ 記載例(品質管理)

品質管理計画表及び品質管理撮影計画表は次表を参照。

工種	項目	区分	試験項目	試験方法	施工量	試験基準	試験回数	規格値	管理方法	測定箇所		
管水路	強化プラスチック複合管	材料	強化プラスチック複合管	JIS A 5350	〇〇本	①外観・形状 現場搬入の都度 全数 ②寸法 100個に1個	〇回	JIS A 5350	管理図表	—		
			現場密度の測定	JIS A 1214	〇〇m	延長200m毎に1回	〇回	JIS A 1210 85%以上	試験成績書 成果一覧表			
	道路工	基礎工	施工	継目試験	—	〇〇m	φ900mm以上のソケットタイプの継手部全箇所	〇回	0.35MPa	試験成績書 成果一覧表	—	
				突固めによる土の締固め試験	JIS A 1210	〇〇〇m <sup>3</sup>	着手前1回、盛土材料が変わった場合1回(横断方向3回)	〇回	JIS A 1210 90%以上	試験成績書	—	
				CBR試験	JIS A 1211	"	"	〇回	—	試験成績書	—	
				砂置換法による土の密度試験	JIS A 1202	"	1000m <sup>3</sup> /回	〇回	—	試験成績書 成果一覧表	—	
		路床盛土	施工	盛土材料	突固めによる土の締固め試験	JIS A 1210	〇〇〇m <sup>3</sup>	着手前1回、盛土材料が変わった場合1回(横断方向3回)	〇回	JIS A 1210 90%以上	試験成績書	—
					CBR試験	JIS A 1211	"	"	〇回	—	試験成績書	—
					砂置換法による土の密度試験	JIS A 1202	"	1000m <sup>3</sup> /回	〇回	—	試験成績書 成果一覧表	—
					現場CBR試験	JIS A 1222	"	200mに1箇所	〇回	—	試験成績書 成果一覧表	—
道路の平板載荷試験	道路の平板載荷試験	施工	JIS A 1215	"	"	"	〇回	—	試験成績書 成果一覧表	—		
			舗装試験法便覧	"	"	"	〇回	—	—	—		
			プロローピング	舗装試験法便覧	"	全幅・全区間	〇回	—	—	—		

工種	項目	種別	撮影項目	試験方法	撮影時期	撮影頻度	備考	
道路工	路体盛土	盛土材料	突固めによる土の締固め試験	JIS A 1210	〇〇試験室	着手前1回、盛土材料が 変わった場合1回（横断 方向3回）		
			C B R 試験	JIS A 1211	〇〇試験室	200mに1回		
		施工	砂置換法による土の密度試験	JIS A 1212	N6〇〇	200mに1回		
	路床盛土	盛土材料	突固めによる土の締固め試験	JIS A 1210	〇〇試験室	着手前1回、盛土材料が 変わった場合1回（横断 方向3回）		
			C B R 試験	JIS A 1211	〇〇試験室	200mに1回		
		施工	砂置換法による土の密度試験	JIS A 1202	N6〇〇	200mに1回		
			現場C B R 試験	JIS A 1222	N6〇〇	200mに1回		
			道路の平板載荷試験	JIS A 1215	N6〇〇	200mに1回		
			プロフロローリング		舗装試験法便覧	全区間試験状況	200mに1回	

## (8) 緊急時の体制

### ア 記載内容(緊急時の体制)

- (ア) 事故又は災害時における緊急時の監督員、関係機関及び下請負人等への連絡体制を記載する。  
 (イ) 常時出動可能人員、常時出動可能機械及び主要資材備蓄内容について記載する。

### イ 要 点(緊急時の体制)

事故又は災害時における緊急事態の発生時に関しても、監督員及び関係機関等への連絡方法及び社員、労務者の出動可能人員等についても十分な打合せを行い決定しておく他、必要な機械及び材料についても、常時その状況が把握できるように定めておく必要がある。

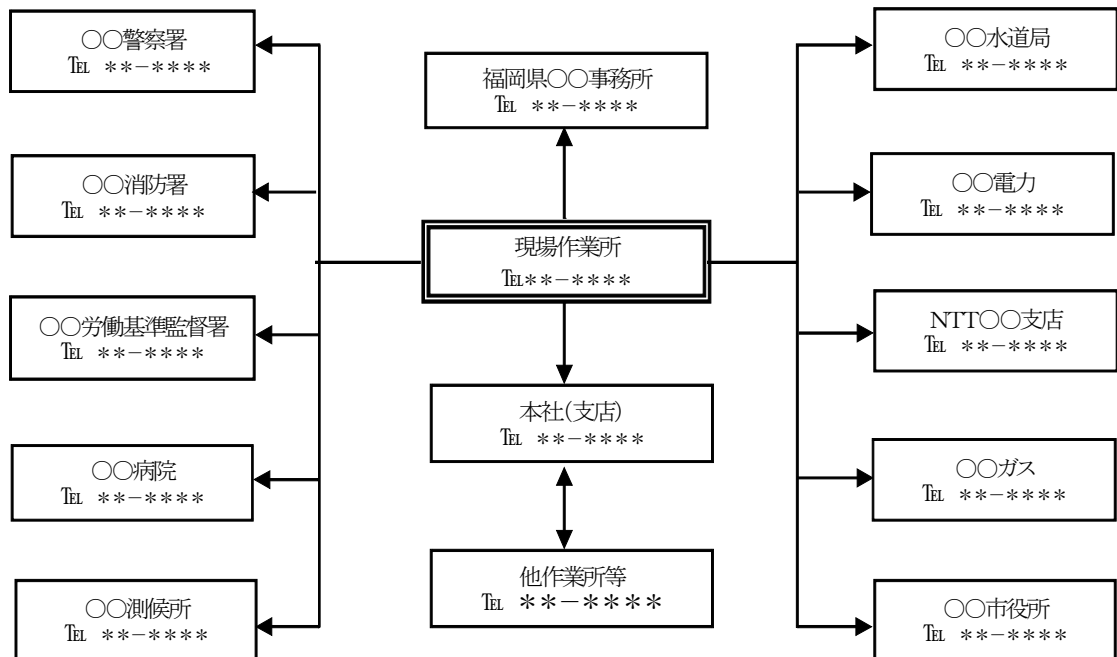
### ウ 記載例(緊急時の体制)

#### 記載例

大雨、出水、強風等の異常気象で災害発生のおそれがある場合及びその他緊急時の場合は、次の組織で緊急体制に入り、必要に応じ現場内を巡視して警戒にあたる。



#### 1 緊急時連絡系統図



※次に続く

職 種	氏 名	電話番号	住 所
主任監督員	〇〇 〇〇	**~****	△△△△△△△△△△△△△
監督員	〇〇 〇〇	**~****	△△△△△△△△△△△△△
現場代理人	〇〇 〇〇	**~****	△△△△△△△△△△△△△
主任技術者	〇〇 〇〇	**~****	△△△△△△△△△△△△△
監理技術者	〇〇 〇〇	**~****	

### 3 災害発生時の連絡系統及び常時出動可能な人員等

#### (ア) 常時出動可能人員

社 員 〇〇人  
 一般世話役 〇〇人  
 特殊運転手 〇〇人  
 普通作業員 〇〇人

#### (イ) 常時可能出動機械

バックホウ(0.8m<sup>3</sup>級) 〇〇台  
 バックホウ(0.35m<sup>3</sup>級) 〇〇台  
 ダンプトラック(10t) 〇〇台

#### (ウ) 主要資材備蓄

土のう袋 〇〇袋  
 ブルーシート 〇〇枚  
 番 線 〇〇kg

## (9) 交通管理

### ア 記載内容(交通管理)

- (ア) 共通仕様書 第1-1-34条「交通安全管理」の交通対策等について記載する。
- (イ) 各省令及び指針等に基づき計画する。

### イ 要点(交通管理)

工事実施にあたっては、事前に工事方法及び施工順序に対応した交通管理方法を十分に打ち合わせるものとし、道路交通の安全と円滑化を図るため、道路機能を十分に発揮させるよう配慮するとともに、交通事故の発生を未然に防止するよう考慮しなければならない。

また、大型資材及び大型機械の搬入・搬出経路、時間、必要な許可申請等についても考慮しなければならない。

### ウ 補足事項(交通管理)

一般的な記載事項は次とおりである。

- (ア) 主要材料の搬入経路(経路図)
- (イ) 交通安全対策(交通安全一般事項及び交通誘導員配置計画等)
- (ウ) 交通制限対策(全面、片側及び一時通行止めの内容、制限期間、時間等)
- (エ) 保安施設設置計画(各種標識・看板、バリケード、点滅灯等)
- (オ) 営農対策、現道補修、防塵処理等の時期及び方法等
- (カ) 資材等の積載超過運搬防止対策
- (キ) その他

### エ 記載例(交通管理)

#### 記載例

施工にあたっては、下記事項に留意し、交通の安全と円滑化を図る。

#### 1 交通安全対策

- (1) 工事施工による一般交通の安全と渋滞の防止を図るため、道路管理者及び所轄警察署の指示に従うと共に、「道路工事現場における標示施設等の設置基準について」(昭和37年8月30日建設省道発第372号道路局長通知)に基づき標示施設を設置して、第三者に対して工事場所の明示と危険防止に努める。
- (2) 工事区画内は作業期間を通じて速度制限を20km/h以下とし、速度制限標識を設置して工事関係車両に注意を促す。なお、一般車両の走行を優先させ、交通誘導員の指示に従って走行する。
- (3) 工事関係車両が出入する箇所には交通誘導員を配置し、通行車両の安全を確保する。

なお、交通誘導員による交通誘導は次のとおり実施する。

- ・交通誘導の時間 8:30～17:00
- ・交通誘導の期間 土工、水路工(資材搬入時)、舗装工

※次に続く



記載例

①



電光掲示板

②



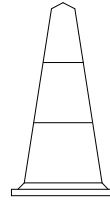
警告灯

③



クッションドラム

④



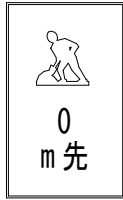
カラーコーン  
(閃光灯付)

⑤



矢印板

⑥



⑦



⑧



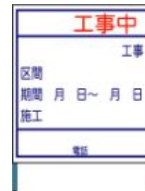
⑨



⑩



⑪



⑫



交通誘導員  
(工事出入口用)

工事看板



## (10) 安全管理

### ア 記載内容(安全管理)

- (ア) 共通仕様書第1-1-28条「工事中の安全管理」の安全管理対策等について記載する。
- (イ) 火薬庫、火薬取扱所、火工所等の設置位置及び盗難防止対策等について記載する(対象工事のみ)。
- (ウ) 各省令及び指針等に基づき計画する。
- (エ) 安全管理組織表を記載する。

### イ 要 点(安全管理)

- (ア) 土木工事における労働災害は、長期的には減少傾向にあるが、建設業に従事する事業者及び労働者の割合からみて、その災害の発生する割合は他産業と比較して著しく高いと言わざるを得ない。  
請負者は事故の要因となる工事現場の作業環境の安全確保は当然のことながら、労働者の行動について安全指導の徹底を図るため、きめ細かい安全管理体制を確立しなければならない。  
なお、安全管理を進めるにあたっては、災害防止の観点から各種法令が制定されており、法令に基づく行政指導、通達が出されているので十分注意する。
- (イ) 「(3) 現場組織表」との整合を図る。

### ウ 補足事項(安全管理)

一般的な記載事項は次のとおりである。

- (ア) 安全衛生管理の組織体制
- (イ) 爆発及び火災予防対策
- (ウ) 労働者の危険及び健康障害の防止対策
- (エ) 労働者の就業にあたっての対策
- (オ) 第三者施設に対する安全対策
- (カ) 足場、型枠等の安全対策
- (キ) 危険区域の施設、照明設備の点検整備
- (ク) 騒音等防止対策施設の点検整備
- (ケ) 大雨、強風等の異常気象時の防災対策
- (コ) 工事安全訓練の実施方法
- (ク) 工事安全巡視の実施方法
- (シ) 隣接、関連工事等がある場合の安全対策
- (ス) その他

## エ 特記事項(安全管理)

各種法令等は、農林水産省農村振興局制定「土木工事等施工技術安全指針」（以下「土木工事等施工技術安全指針」という。）及び「第3章 参考資料編(1)安全法令等遵守事項」を参照。

例)労働安全衛生法、建設工事公衆災害防止対策要綱、火薬類取締法、道路交通法、船舶安全法及びその他各種環境保全対策関係法令等。

## オ 記入例(安全管理)

**記載例**

### 1 安全衛生管理対策

工事現場内において、下記の安全目標を設け、安全衛生管理を積極的に推進する。

～目 標～

- (1) 墜落災害の防止
- (2) 飛来、落下災害の防止
- (3) 重機災害の防止
- (4) 第三者に対する災害の防止
- (5) 感電の防止
- (6) 疾病の予防

#### ア 安全管理対策

- (7) 安全管理組織及び災害防止協議会を編成し、安全管理体制を整備する。
- (イ) 工事現場内の安全管理については、安全巡視員を配置し、安全に関する教育を徹底するとともに、安全に関する巡視・点検・連絡調整等を行う。
- (ロ) 作業員の服装・保安帽の着用等常に注意し、工事標識・保安設備・使用機械・器具等の保守点検を実施するとともに、工事現場内の整理整頓を実施し、安全の確保に努める。
- (エ) 工事現場内への第3者の立入を禁止するため注意標識、仮囲い及び出入口の厳重な管理を行い、事故防止に努める。
- (オ) 安全衛生委員会を設け、毎月1回委員会を開催し、反省と対策を検討する。
- (カ) 作業員名簿を整え、免許資格の有無及び健康状態について把握し、適材配置に努める。
- (キ) 工事期間内に、社内安全パトロールを1回以上実施する。

#### イ 電気事故対策

- (7) 配電する動力設備は、管理責任者を決め定期的に点検を実施し、安全を図る。
- (イ) 受電設備及び配電盤は、防護柵を設置し、関係者以外の立入りを禁止する。
- (ロ) 電気機械器具及び配電盤は、必ずアースを設置し感電を防止する。

#### ウ 火災防止対策

- (7) 火気に注意し、作業終了後点検確認を行う。
- (イ) 油脂類及び塗料等の可燃物は、火気厳禁の指示を行い、周辺の整理整頓を実施する。

#### エ 火薬類安全対策

- (7) 使用及び残数量の確認記帳を必ず行う。
- (イ) 取扱いは、必ず有資格者に行わせる。

※次に続く

- (㊦) 作業者の中から指導者を決めて、削孔・装填・点火の一連作業を行い、30m 以上離れた道路に見張人を立て、赤旗・サイレンで合図を行い、通行人及び作業員の安全を図る。
- (㊧) 作業場近くの道路には、火薬使用中、発破時間等を看板にて明示する。
- (㊨) 火薬類の盗難を防止するため、貯蔵庫には厳重な柵を設け、日々点検を行い、かつ運搬時の事故に対し十分注意する。

**オ 重機械作業対策**

- (㊩) 重機械の現場搬入時には、装備の点検を行い、不具合のあるものについては、排除するとともに、専用取扱い責任者を決め、常に整備点検を行う。
- (㊪) 重機械の作業中は、作業範囲内に関係者以外の立入りを禁止する。
- (㊫) 重機械運転時の信号、運搬用車輛の安全運転及び交通法規の遵守等常に注意する。

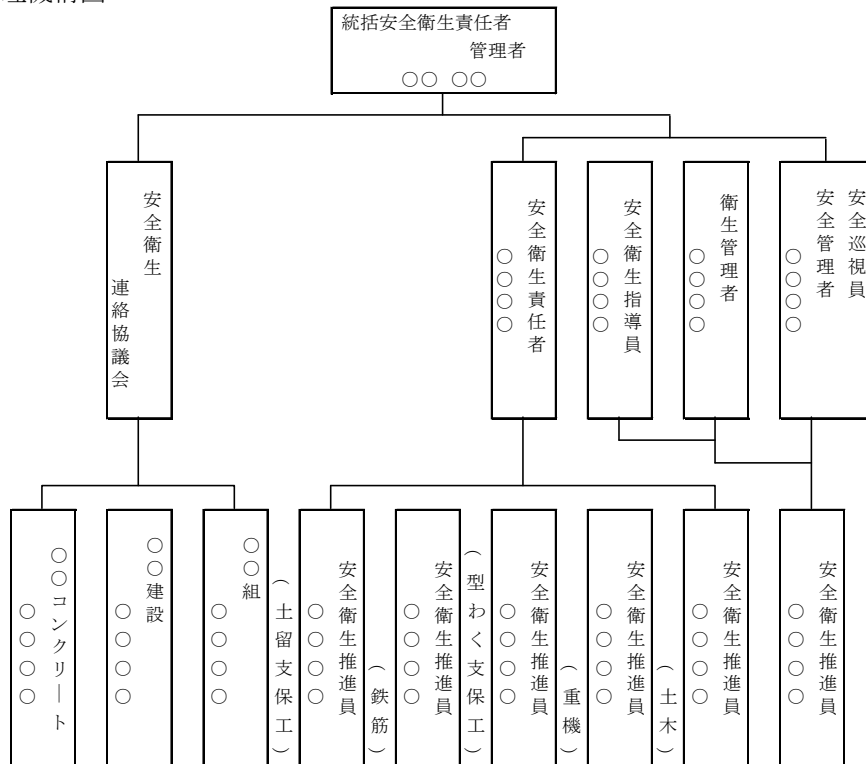
**カ 公害対策**

- (㊬) 杭打ち等による騒音・振動の状況を、関係住民に説明しトラブルがないよう努める。
- (㊭) 運搬用車輛等による公道の汚れは、常に清掃する。

**キ 衛生対策**

- (㊮) 衛生用具及び救急用具の点検整備を実施する。
- (㊯) 作業場所、休憩所、便所、宿舍及び食堂は清潔を保つとともに整頓、防疫を行い、場内美化に努める。
- (㊰) 新規入場者教育時のアンケート等により従業員の健康管理に十分注意する。

**2 安全衛生管理機構図**



※次に続く

### 3 安全衛生施工サイクル

	項目	日時	内容	担当者/対象者
毎 日	安全朝礼	午前8:00～8:10	安全朝礼の実施 ラジオ体操、作業予定、安全指示等の確認伝達	全 員
	KYミーティング	午前8:10～8:20	各作業班毎に、作業の指示確認 危険予知活動の実施	作業班毎全員
	始業前点検	午前8:20～8:30	設備、機械及び作業ヶ所の点検を実施	担当者
	安全巡視	午前/午後各一回	作業ヶ所の巡視 工事・安全日誌への記録	統括安全衛生責任者
	安全工程打合せ	午後1:00～1:15	翌日の作業打合せと、各作業間の調整、連絡 安全衛生指示事項の伝達	職員/各職長
	終業時片付け/確認	午後4:50～5:00	材料、工具及び不用材等の片付け 出入口の保安養生 → 職員による確認	全 員
毎 週	週間工程会議	金曜日 午後1:15～1:30	翌週の作業工程及び作業方法の確認 安全衛生管理事項の協議	職員/各職長
	週間点検	月曜日 午前8:20～8:30	作業環境、設備・機械・工具の一斉点検	担当者
	一斉清掃	金曜日 午後4:50～5:00	作業ヶ所、休憩所の整理整頓、清掃 安全通路の整備	全 員
毎 月	災害防止協議会	最終金曜日	協力業者の安全衛生担当者を交え作業所の安 全衛生管理について協議 → 議事録の保管	協力業者安全担当 職員/各職長
	月例点検	第一月曜日	機械・設備・工具等の法定点検の確認	担当者
	安全・教育訓練	最終週	作業内容に沿った、教育訓練の実施	全 員
	安全大会	第一週	当月の安全衛生管理計画の説明等	全 員
随 時	持込機械等検査	現場搬入時	建設機械持ち込み時の、整備・点検書類の確認	担当者
	新規入場者受入教育	現場入場時	工事概要の説明と、安全指示事項の伝達 免許資格の有無、健康状態等についての確認	職員又は職長
	社内安全パトロール	月一回	社内担当部による安全パトロール	社内安全担当者
	作業手順書の確認	着工時 施工中随時	作業手順書の施工方法、安全性について確認	担当者

※次に続く

4 安全衛生管理計画

工 種	平成〇〇年								
	〇月			〇月			〇月		
準備工	■								
土 木				■					
構造物撤去工				■					
本 体 工							■		
付 帯 工									
復 旧 工									
仮 設 工				■					
後片付け							■		
主な作業内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施工計画書の作成</li> <li>・工事用道路整備</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>・構造物撤去</li> <li>・工事用道路整備</li> <li>・掘削工</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>・開水路工/横断工</li> <li>・転倒ゲート工</li> <li>・トランジション工/分水工</li> </ul>		
安全重点目標				<ul style="list-style-type: none"> <li>・第三者災害の防止</li> <li>・交通災害の防止</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>・重機/クレーン災害の防止</li> <li>・年末年始労災防止</li> <li>・強調月間の推進</li> </ul>		
予想される災害				<ul style="list-style-type: none"> <li>・第三者災害</li> <li>・交通災害</li> <li>・重機災害</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>・重機/クレーン災害</li> <li>・吊荷の落下災害</li> <li>・交通災害</li> </ul>		
実施要領				<ul style="list-style-type: none"> <li>・保安施設の安全対策</li> <li>・安全ビデオの上映</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>・労災防止月間の周知徹底</li> <li>・安全ビデオの上映</li> </ul>		
備 考	※10/1～10/7(例) 全国労働衛生週間						※12/1～1/15(例) 年末年始労働災害防止強調月間		

※次に続く

5 火薬類保安設備

(1) 火薬類の取扱いについては、火薬類取締法を遵守し、次の火薬類取締保安管理組織表に基づき万全の管理を行う。

火薬類取締保安管理組織表

作業所長	
〇〇 〇〇	
消費場所	
取扱保安責任者(正)	〇〇 〇〇
〃 (代理)	〇〇 〇〇
〃 (副)	〇〇 〇〇
取扱所	
出納責任者	〇〇 〇〇
取扱責任者	〇〇 〇〇
運搬員	〇〇 〇〇
火工所	
出納責任者	〇〇 〇〇
火工責任者	〇〇 〇〇
作業員	〇〇 〇〇
見張員	〇〇 〇〇
発破場所	
発破作業指揮者	〇〇 〇〇
発破作業記録者	〇〇 〇〇
発破技師	〇〇 〇〇
運搬者	〇〇 〇〇

(2) 火薬庫、火薬取扱所及び加工所等の設備については次のとおり設置する。

ア 火薬庫、火薬取扱所及び火工所

(ア) 設置位置: 〇〇県〇〇郡〇〇町〇〇番地

(イ) 規模、構造及び平面図: 別添図のとおり

名称	数量	単位	備考
火薬庫	〇〇	棟	移動式2級
火薬取扱所	〇〇	〃	移動式
火工所	〇〇	〃	〃 (鋼製)
外柵	〇〇	式	
外柵扉	〇〇	枚	
警報器	〇〇	式	事務所側
〃	〇〇	〃	火薬庫側
電線	〇〇	m	
保安器	〇〇	個	避雷器
運搬庫	〇〇	〃	

※次に続く

**記載例**

- (ウ) 発破作業内規
  - 一般的事項、職務(火薬類消費責任者、穿孔装薬者等)
  - 服装、発破合図
- (エ) 防火管理体制
- (オ) 危険区域の提示方法

※詳細に記載

## (11) 仮設備計画

### ア 記載内容(仮設備計画)

「(6) 施工方法」にて示した「指定仮設又は重要な仮設工」以外についてを記載する。

(7) 仮設建物等

現場事務所、労務者宿舍、材料置場等の位置及び平面図・建坪等

(イ) 工事用仮設道路

施工規模、構造、築造場所、施工方法及び補修管理等(既設道路の使用にあたっての維持管理及び復旧方法等を含む)

(ウ) 水替工

釜場位置及びウエルポイント工法等

(エ) 工事用地

借地等の範囲、用地境界の確認方法、使用方法及び返還方法等

(オ) その他

受変電設備等

### イ 要 点(仮設備計画)

仮設備計画は、工事を実施するために直接必要なものと、工事実施にあたっての付随的な設備に大別されるが、両者共、工事を安全かつ円滑に実施するための設備であり、単に工事に対する安全性のみにとどまらず、第三者に対する安全性の確保に関しても十分な配慮が要求される。

仮設備計画を進めるにあたっては、それぞれの適用される各種法令が制定されているので十分注意する。

### ウ 特記事項(仮設備計画)

(7) 各種法令等は、土木工事等施工技術安全指針を参照。

例) 労働基準法(労働安全衛生規則、同施行規則)、電気事業法(電気設備の技術基準、電気工事法等)、市街地土木公衆災害防止対策要綱、消防法、火薬取締法(同施行規則)等。

(イ) 工事の実施に関する仮設備については、発注者より指定される場合(指定仮設)と、請負者の責任により計画実施する場合(任意仮設)の2種類がある。

**a** 指定仮設

設計図書により、その構造及び形状寸法、品質に関して指定をうけ、施工する仮設工。

(設計図及び仕様書にその条件を明示し、品質に関して、規格を満足することが義務付けされ、品質管理及び出来形管理等は、本工事同様に実施する)

**b** 任意仮設

請負者が任意にその計画立案を行い実施されるもので、そのすべての責任は請負者が有する仮設工であり、設計図の提示はなく、請負契約にあたっては、仮設に関する経費の積算に関しても、自ら構造及び形状、寸法、品質に関して定めて良いが、その実施について、工事の増減に関しても契約変更の対象とならないもので、また反面その使用する資材及び機械に関しても自己の保有する資材の転用等、十分に活用することが許されている。



## エ 記載例(仮設備計画)

### (7) 仮設建物

#### 記載例

現場事務所、労務者宿舎、材料倉庫を次のとおり設置する。  
※設計図書に監督員詰所の設置が義務付けされている場合は記載する。

- 1 現場事務所  
設置位置:〇〇郡〇〇町大字〇〇字〇〇番地(平面図及び建坪:別添図参照)  
※縮尺1/25,000又は1/50,000の図面等に標示する
  - 2 労務者宿舎
  - 3 材料倉庫
- ※「1 現場事務所」と同様に記載する。

※施工標準図等を記載する。

### (4) 工専用仮設道路

#### 記載例

- 1 進入路より現場内への重機・資材運搬等に使用する仮設道路を、別添図面に示す位置に下図の断面で施工する。なお、おおむね100mに1箇所の割合で待避所を設ける。
- 2 一般道路より現場への進入は、既設道路〇〇線(L=4.5m)を利用し、工専用車輛等を安全に通行できるように工事期間中必要に応じてアスファルト合材又は再生クラッシュラン(RC-40)を投入し、修復整備を行い、維持管理に努める。  
なお、既設道路使用にあたっては、事前に道路管理者及び監督員等の立会を得て、現況道路状態(クラック・法肩崩壊等)の確認を得るとともに、工事完成後は、責任をもって原形復旧する。
- 3 施工に先だち、水田部の表土をブルドーザ(15t級)により15cm剥ぎ取り、基礎地盤上に山土〇〇cmを盛土し、一層の仕上り厚が30cm程度となるようまき出し、ブルドーザ15t級により十分転圧する。  
路面上に再生クラッシュラン(RC-40)を、厚さ〇〇cmとなるよう均平に敷均しする。なお、工事中は車輛重機等の安全のため、維持管理を十分行う。

※施工標準図等を記載する。

## (ウ) 水替工

**記載例**

### 1 釜場排水工法

パイプライン敷設位置は鋼矢板締切で計画する。

本地点は地下水位がGL-〇〇mと高く、基礎地盤が矢板締切内掘削部へ浸透してきた地下水を釜場  
に集めて、水中ポンプで排水する。

水中ポンプは〇インチのポンプを〇〇m間隔に計画する。

釜場の底面には敷き砂利を行い、基盤材からの濁水の流出を抑える計画とする。

※施工標準図等を記載する。

### 2 ウェルポイント工法

本地点は地下水位が高く、掘削面の地盤はAC1層(粘性土)でN値=0から3と非常に軟弱である。

地下水位の低下を図らなければ、掘削の裏面の安定は保てないことから、ウェルポイントを計  
画する。

なお、ウェルポイントの施工区間は以下の区間で計画する。

(1) No. 15+20.5m ～ No. 25+15.5m

(2) No. 50+0.50m ～ No. 85+20.0m

※施工標準図等を記載する。

## (I) 工事用地

**記載例**

### 1 発注者が確保した用地

#### (1) 用地面積

区分	地目	面積	備考
買収地	山林	〇〇〇m <sup>2</sup>	
借地			

(2) 使用期間:平成〇〇年〇〇月〇〇日～〇〇年〇〇月〇〇日

(3) 工事施工前に土地所有者と監督員の立会のうえ、借地条件・用地境界等を確認し、境界標識を設  
置する。

(4) 工事用地の使用にあたっては、表土剥取を行い土砂等の混入を防止する。

(5) 工事用地の返還にあたっては、原形復旧後に表土厚・均平度・石礫の有無等について、監督員の  
確認を得る。なお、耕起部はロータリーフィラ等により耕起するものとする。

また、土地所有者の確認と返還承認書を徴集する。

### 2 請負者が確保した用地

(1) 借地面積は別添平面図に示すとおりであり、内訳は次のとおりとする。

現場事務所等 :水田〇〇〇m<sup>2</sup> 畑〇〇〇m<sup>2</sup>

工事用仮設道路:水田〇〇〇m<sup>2</sup> 畑〇〇〇m<sup>2</sup>

(2) 上記用地を返還する場合は、仮設物等の撤去後表土戻し等を行い、耕地部はロータリーテイラ  
により耕起し原形に復旧する。この場合、土地所有者の確認と返還承認書を徴集する。

※施工標準図等を記載する。

## (12) 環境対策

### ア 記載内容(環境対策)

工事現場の生活環境保全等を目的として、騒音・振動対策、水質汚濁対策、ばい煙・粉塵対策、事業損失防止対策等(樹木伐採、井戸枯れ、掘削等による民家・家畜への影響等)について、各種法令を遵守のうえ記載する。

### イ 要 点(環境対策)

環境問題に関わる「公害」とは、事業活動その他の人の活動に伴って生じる相当範囲にわたる大気汚染、水質の汚濁、土壌の汚染、騒音、震動、地盤沈下及び悪臭によつての健康又は生活環境に係わる被害が生ずることと定義されている。

工事施工にあたっては、工事公害を軽減する対策を十分考慮して、工事開始前に各項目について計画をたて、関係者に事前説明会など行い十分な理解を得ておかなければならない。

近年の工事では、工事の安全施工と同様、社会情勢の変化に伴い、生活環境・自然環境等に対する環境保全について地域社会との調和の要素が重要視されてきており、地域住民の苦情等も年々増加傾向にあり、場合によっては、これが工事の円滑な実施を妨げる要因ともなるため、計画には、十分な環境保全対策を講じなければならない。

### ウ 記載例(環境対策)

#### 記載例1

- 1 施工に先立ち、騒音・振動・大気汚染・水質汚濁等の問題については、事前に計画し施工中は周辺地域の環境保全に努める。
- 2 工事施工中、環境への影響が予知または発生した場合には、直ちに監督員に報告し周辺環境の復旧に努める。  
また、監督員より指示があれば、指示に従い環境復旧に努める。
- 3 環境への影響が発生し、監督員より必要な資料の提出を要求された場合には、指示に従い資料の提出を行う。
- 4 使用機械は、環境保全の観点から(4)主要機械で示した排対型及び低振動機械を使用する。
- 5 騒音・振動はできるだけ軽減するよう配慮し、関連法規を遵守して施工する。  
なお、当該工事箇所は、人家があるため、コンクリート打設時の工事現場及び付近におけるミキサ一車の待機場所等については、十分配慮し、又、建設機械は空ぶかしを行わないよう注意する。  
また、騒音・振動調査を監督員の示す場所において計測し、規定値以上である場合は対策について監督員と別途協議を行う。
- 6 防塵対策として、適宜、散水・清掃等を実施する。
- 7 濁水は直接河川に流出させないため、沈殿池を設置し、上水を流出させる。  
また、必要に応じ水質調査を実施する。

**1 大気汚染**

一般粉じん発生施設として骨材製造設備が特定されるが、粉じんの飛散防止及び発生量の抑制対策としての散水装置、カバー取付等の対策を実施する。

また、骨材購入を含めた資機材の運搬に一般道路を使用するため、シート掛け励行の周知徹底を図り、運搬路は常に清掃を行うとともに、散水車による散水を行う。

なお、建設機械等の排気ガス量の抑制対策として、排気ガス対策型機械の導入を徹底し、大気汚染防止を図る。

**2 水質汚濁**

水質汚濁の発生要因として掘削時の降雨水、コンクリート打設時の降雨水・使用水が特定されるが、これらの汚濁水は放流基準に照らし、処理の必要な濁水をすべて濁水処理設備で適正に処理し、河川等の汚濁防止を図る。

また、建設機械等からの油脂類による河川汚濁防止対策として、中和剤、オイル吸着マットを常備し、緊急時の対応に備え(排水基準:PH=6.0~7.5 SS=25mg/l 以下)、土砂流出の防止装置として、工事に先立ち場内に沈砂池を設置する。

**3 土壌汚染**

建設機械等からの油脂類による土壌汚染防止対策として、中和剤、オイル吸着マットを常備し緊急時の対応に備える。

また、基礎処理工事等により発生するPH値の高い廃液による土壌の汚染が進まないように、廃液は中和処理及び脱水処理を行い適正に処分する。

**4 騒音**

騒音発生施設として骨材製造設備及びコンクリート製造設備が特定されるが、それぞれの施設から発生する騒音を抑制すべく、建屋内収容やカバー等を設け騒音の抑制を図る。

なお、建設機械等の騒音対策として、低騒音型機械の導入を行う。特に、建設発生土受入地は民家が非常に近いため、低騒音型機械の導入とともに、作業員への教育を徹底する。

また、資機材運搬車両の走行は、夜間を厳禁として徹底する。

**5 振動**

振動発生施設として骨材製造設備及びコンクリート製造設備が特定されるが、それぞれの施設から発生する振動を抑制すべく、十分な基礎工事を実施するとともに機械類の据付工事において防振対策を実施し振動の抑制を図る。

なお、建設機械等の振動対策として低振動型機械の導入を行い、使用台数及び作業時間帯調整等を行い、振動発生の抑制を図る。

**6 悪臭**

悪臭施設として特定されるものはないが、万一悪臭が発生した場合に備えて消臭剤等の薬剤を常備し、これに備える。

**7 工事用車両**

進入路から町道〇号線までの民家が隣接する区間を工事車両が通行する場合は、制限速度10km/h以下で走行する。

**※次に続く**

**8 その他**

その他、自然環境対策として猛禽類対策が特定される。この対策として、前述の騒音・振動対策とともに夜間照明の減光、ナトリウム灯の使用、遮光ネットの設置を実施する。

また、全作業員にはこれらの対策を含め、教育・周知を徹底する。

## (13) 再生資源の利用の促進

### ア 記載内容(再生資源の利用の促進)

共通仕様書第1-1-18条「建設副産物」により、建設副産物の発生の抑制、再利用の促進及び適正処分を計画的かつ効率的に行えるよう、再使用が可能な施工方法、端材の発生が抑制される施工方法の採用及び建設資材の選択を行い、施工計画の一環として再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書を作成し、施工計画書に含めるものとする。

### イ 要 点(再生資源の利用の促進)

#### (ア) 再生資源利用計画(様式1)

再生資源有効利用促進法により、一定規模以上の建設資材を搬入する工事については、「再生資源利用計画」を作成しなければならない。

#### (イ) 再生資源利用促進計画(様式2)

一定規模以上の指定副産物が工事現場から搬出される工事については、「再生資源利用促進計画」を作成しなければならない。

### ウ 特記事項(再生資源の利用の促進)

再生資源有効利用促進法では、一定規模以上の工事について再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画を作成するとともに、実施状況を把握して工事完成後1年間保存することが義務付けられている。

(ア) 施工計画作成時の検討項目として、再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画は、一定規模以下の工事についても同様に作成・提出することが望ましい。

(イ) 「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」(平成12年5月31日法律第104号)に基づき、特定建設資材廃棄物の分別解体等及び再資源化等の実施が義務付けられた工事については、同法第12条に基づく説明書を発注者に提出し、その内容の説明を行わなければならない。

#### a 再生資源利用計画(再生資材を利用する際の計画)

計画を作成しなければならない工事	定める内容
次のような建設資材を搬入する建設工事 1. 土砂 2. 砕石 3. 加熱アスファルト混合物	1. 建設資材ごとの利用量 2. 利用量のうち再生資源の種類ごとの利用量 3. その他、再生資源の利用に関する事項

※次に続く

b 再生資源利用促進計画(建設副産物を搬出する際の計画)

計画を作成しなければならない工事	定める内容
次のような指定副産物を搬出する建設工事 1. 建設発生土 2. コンクリート塊 アスファルト・コンクリート塊 建設発生材木	1. 指定副産物の種類ごとの搬出量 2. 指定副産物の種類ごとの再資源化施設 又は他の建設工事現場等への搬出量 3. その他、指定副産物に係る再生資源の利用の促進に関する事項

c 廃棄物処理計画の内容(対象工事)

1. 建設廃棄物の種類・発生量と分別、保管、運搬、中間処理及び最終処分等の方法
2. 処理業者等への委託内容

d 解体工事に係る計画(対象工事)

1. 廃棄物の種類ごとの発生量の予測
2. 解体工事の施工方法
3. 廃棄物の再資源化や適正処理の方法等

**エ 再生資源利用計画書(実施書)・再生資源利用促進計画書(実施書)**

再生資源利用計画書(実施書)・再生資源利用促進計画書(実施書)「工事関係提出書類一覧表」を参照

<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/gizyutsukanri.html>

## (14) そ の 他

### ア 記載内容(その他)

- (ア) 工事現場の美装化及び現場作業環境等に関する内容を記載する。
- (イ) 契約図書及び監督員の指示で、施工計画書に記載を必要とするものを記載する。
- (ウ) 関係機関との協議先一覧(警察署、労働基準監督署、道路管理者等)を記載する。
- (エ) 一般競争入札における「簡易な施工計画」のいわゆる技術提案について記述すること。ただし、「(14) その他」以外の施工計画書の項目に記載していればこの限りではない。